

市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲

平成 27 年 7 月 16 日 香川県

1. 求める措置の具体的内容

創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。

- ①創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲
- ②創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲

2. 香川県の現状

(1) 厚生労働省「雇用保険事業年報」による開業率

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
香川県	3.9%(34 位)	3.4%(40 位)	3.9%(33 位)	3.8%(38 位)
全 国	4.5%	4.5%	4.6%	4.8%

※ () 書きは、全国順位

(2) 創業支援事業計画認定の状況

- ・第 5 回までに認定済：三豊市（第 2 回認定）、さぬき市（第 5 回認定）
- ・第 6 回認定申請予定：高松市
- ・策定予定：丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町
- ・現時点で策定予定なし：三木町、直島町、琴平町、多度津町、まんのう町

3. 支障事例・地域の実情を踏まえた必要性

創業・第二創業促進補助金においては、かがわ産業支援財団に設置されていた地方事務局が今年度から廃止され、申請受付窓口等が(株)電通に一本化されたことで、同補助金や県の関連施策の周知の機会や創業者の情報を得る機会が減少した。

また、本県においては支援を受けた事業者などを対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や専門家（金融機関OB等）による訪問指導など、支援後のフォローアップに取り組んでいるところであるが、創業者の情報を得る機会が減少したことにより、このようなフォローアップにも支障が生じている。

香川県では、創業支援に取り組んでおり、創業支援事業計画の認定権限や創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、県の関連施策（別紙）と併せて執行することで、より効果を上げることができる。

<香川県及びかがわ産業支援財団で行う創業支援の例>

○創業支援塾

- ・ かがわ創業塾（1クール：5日、内容：ビジネスプランを作成するための全体講義及び個別指導）

○相談対応

- ・ 創業の総合的な支援窓口として、かがわ産業支援財団に創業支援センターを設置（中小企業診断士等の専門家による相談受付等）
※よろず支援拠点も、かがわ産業支援財団に設置
- ・ 県産業技術センターによる試作品の技術上の様々な問題に関する相談対応や試験・分析

○資金面

- ・ 制度融資の中の新規創業融資は、利用者の実質負担が融資利率（固定 年 1.65%）のみ（政策的に保証料率をゼロ）
- ・ かがわ中小企業応援ファンドを活用した創業期に必要な研究開発、販路開拓のための助成（助成率 2/3、助成額 3 百万円以内）
- ・ 成長のエンジンとなる分野での創業・第二創業に要する経費の一部を助成（助成率 2/3、助成限度額 1 千万円）

○施設の提供

- ・ インキュベート施設を安価な価格で提供（ネクスト香川（11 室）、香川産業頭脳化センター（36 室）、ITスクエア（11 室）など）

○創業後支援

- ・ 専門家（金融機関OB）による現地訪問調査及び相談対応
- ・ 税務申告時期などにタイムリーな情報を提供するセミナー
- ・ 創業者間のネットワークづくり